

第19回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成31年1月16日(水)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席委員(11人)・農地利用最適化推進委員(4人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
			谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席委員(0人)・農地利用最適化推進委員(1人)

見山 收

職員及び関係者 局長 末次 義晃  
農林課長 加藤 邦樹

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

8番委員 山本 信男 9番委員 中田 泰

事務局： おはようございます。先日は新春町長との意見交換会引き続き新年会という事で、多数ご出席いただきましてありがとうございます。本日は第19回江府町農業委員会総会という事でご案内を差し上げております。よろしく申し上げます。会長さんの方からご挨拶を頂ければと思います。

会長： 皆さんおはようございます。局長からもありましたけれども、新年には早々皆さんお集まりいただきまして、視察研修の報告会を兼ねて、町長さんとの意見交換もさせて頂きました。皆さん全員ご出席いただきましてありがとうございます。今後もそういった機会を設けて、私たち農業委員会の姿を町長さんにも知って頂き、その内容についても直接私たちの中から聞き取って頂きたいと言う様に思っております、年間に何回かのそういった機会も必要ではないかなと言う様に思っている所であります。今日は第19回の総会でございますが、ご出席いただきましてありがとうございます。

議長： これより総会審議に入りたいと思います。本日の欠席は見山推進委員さんです。まず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います、議事録署名委員は議長より指名させていただくことに異議ございませんか。

委員： 異議なし。(全員)

議長： 議事録署名委員は、山本委員、中田委員をお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 失礼します。お手元の資料の2ページ、3ページでございます。報告事項でございます。電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用についてと言うもので、携帯基地局の設置にともなう転用案件の報告でございます。場所が大字〇〇字〇〇〇、地番が〇〇〇〇番地、地目が〇でございます。面積が〇、〇〇〇㎡の内〇㎡という事で、携帯基地局の新設でございます。こちらの所有者の方は〇〇〇〇さんでございます。届出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、内容についてはご覧の通りで、工事期間につきましては平成31年〇月〇日から31年〇月〇〇日まで、土地の賃借につきましては、10年間で以降は自動更新と言う形でございます。場所は地図で示しております。1枚おはぐり下さい、〇〇〇から上がって〇〇〇と〇〇〇の交差点を上げて頂いて、〇〇〇の集会所の前の三差路を左側に上げて頂いた側の方でございます。ちょうど〇〇〇〇さんの家の裏手の方に〇がある訳ですが、その一角に設置という事でございます。以上報告でございます。

議長： それでは議事に入りたいと思います。議案第1号、農用地利用集積計画(案)について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。4ページ以降でございます。何件かございます、新規案件のみ申し上げたいと言う風に思います。1番につきましては再設定でございます。2番でござい



計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、原案通り承認いたします。議事につきましては1件でございますので、これよりその他に入りたいと思います。その他については事務局の方で進めて頂きたいと思います。事務局をお願いします。

事務局： 次回の総会ですけれども、31年2月13日、水曜日、午前9時半から、こちらの方で予定させて頂いております。終わり次第農業公社の瀬島局長さんをお呼びして、農業公社の勉強会を言う物を総会終了後引き続き行いたいと考えております。ご都合はいかがでしょうか。特段無ければこれでさせて頂こうかと思っております。

委員： 良いです。

事務局： ありがとうございます。続きました（2）ですけれども、農地相談会でございます。1月24日、木曜日、時間が1時半から3時半という事で、場所は開発センター旧農業委員会事務局、今回担当の委員さんが、森委員さんと山本委員さんでございます。本来ですと前回は森委員さんと山本委員さんだったんですが、〇〇〇の方の相談があるという事で急遽メンバーを代わって頂いておりまして、今月出て頂くという事でございます。ご都合の方はいかがですか。

森： よろしいです。

山本： 大丈夫です。

事務局： よろしく願いいたします。（3）ですけれども、農業公社に係る勉強会、2月13日総会の終了後という事でございます。後、本日2019年農業委員会活動記録セットの方をお配りしております。1年前に2018年の物をお渡ししております。既に何名かの方からは頂いておりますが、出来ましたら次回の総会の際にご持参頂ければと思いますので、よろしくお願いをいたします。総会に関連した部分についてはこれで終わりでございます。ご質問が無ければ。

議長： この前の12月の農地の相談会でしたが、今一番江府町でも話題に上がっている所ですが、〇〇〇の団地の話が有って、相談される方も関係者の方で替わって頂いたんですが、なかなか難しい話だと思いますが、良い話の見通しは出来ましたか。

事務局： なかなか難しいなと言うのが正直なところでございます。〇〇さんご本人さんは〇〇の方で生活をしておられるという事でございます。従前はこの農地は地元の方が借りて作っておられたんですが、利用権設定をされていたんですが、満期が来たのに伴って

更新をしてもらえなかったという事がありまして、〇〇の方で生活をしておられますので、通常の管理はなかなか難しいという事が今回の相談の案件だったんですが、場所が〇〇〇〇の上の団地になるんですけれども、地域が〇〇〇の方、〇〇〇の方がおられてと言う様な団地でございまして、従前から団地の約3分の1程度は水稻が作ってあって3分の1が転作で、転作と言って特段何が作ってある訳ではないんですけれども、放置的な状況、残りの3分の1は場所によってはセイタカアワダチソウがちらほら見える様な、中山間直接払いに入っている中でちょっとヤバいなと言う様な所もちらほら見えるような団地でございます。中山間の直接支払の協定の代表者の方にご連絡を取ったりさせて頂いて、何とかならないでしょうかと言う話もしているんですが、中々地域での話が思った様に出来ない、要は受け手がないと言った様な状況でございます。例えば具体論として、地元の人がおられないという事なら近隣の集落、若しくは近隣の集落でおられない様であるならば、町外からでもと言った様な事も含めての話なんです、出来れば一度地元で整理をして頂いて、例えば地域の方で耕作できるところを纏めるとか、という事をされないと今の様な虫食いの状態ですと、誰が入って来るにしても移動距離が増えてしまうという事がございますので、出来れば団地化と言うものも出来ませんか、という事ご提案はしているんですけれども、中々問題なのかなと言う一つの状況でございます。〇〇の方で何人かのグループで地域を守って行こうと言う事で、話し合いを持っておられるんですが、どうしても〇〇から〇〇の〇〇〇がよく見えると、〇〇〇〇の団地が荒れているのではないかとご心配されておられまして、〇〇〇の〇〇〇〇の同窓会みたいなどころがあるんですが、〇〇〇の〇〇さんに対して、地域の代表をしてもらえれば、〇〇からでも出かけて水稻を作らないといけないけど蕎麦とかと言う物の栽培と言う形で、地域の農地の活用と言う様な事も提案がございまして、近いうちに〇〇の方と〇〇さんなりとの話し合いの場と言うものを設けたらなと言う風に考えている所でございます。なかなか全体の解決にはなりません状況としてはそういうところですよ。

議 長： 私も農業委員会の関係ではないですけれども、ある人と一緒になった時にその話が出まして、ああいう状況なら大変なので、農業委員会なり町の農林産業課の方にも努力をして頂いて、何とかしてもらわないと言う話を聞いたものですから、話がどうなったかなという事を聞いたわけですが、いろんな話を聞きますと、全体が中山間直接支払の区域で守って頂くと言う形にならないといけないと思いますので、いろんな形で農業委員会も農林産業課の方も努力を頂いて、出来れば地元で守って行く様な形になればなと思っております。課長さんもおられますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

川 上： 場合によれば農業委員の中でも草刈り位はみんなと一緒に、農地を守らないといけないと言う使命もありますので、場合によればそういう事も考える様な感じも出て来ると思ひます。

議 長： 農業委員も仕事は非常に大きな役目を担っていると思ひます。時には今川上委員さん

がおっしゃる様に、農業委員が協力をして最悪の場合には守って行くと言う様な事も考えないといけませんので、今後についてはご協力いただきたいと言う様に思いますし、特に地元の委員さんにはそういった対応の取り纏めを頂いて、働きかけをお願いしたいと思います。

事務局： その他何かありますか。

宇田川： 1月20日、〇〇さんが会を作っておられる、その20日に講演をしてくれという事ですので、主旨は家畜と野生のジビエの違いとかを話そうかなと思っています。10時から初めて、試食も皆で作って食べる様な事を計画しています。この建物の1階だと聞いたんですが、そういう事を行いますので来られる方がいたら来てもらったら良いかなと思います。〇〇さんが主催者だという事です。

事務局： 定期的に言われて防災の提供をされたりとか、されています。

宇田川： 今回は駅前のNOP法人の方も3人来られるという事ですので、どんな会議で、どんな雰囲気、どんな話が出るか分かりませんが、報告です。

賀本： すいません良いですか。前回の時に憲章をと言う話でしたが、良いのかなと思いましたが。

議長： 今憲章の話が出ました。今回からやろうと言う話だったんですが、次回から皆で憲章を唱和して始めるという事にさせていただきます。

事務局： 手帳を持って来て頂いても良いですか。コピーは付けませんので。次回から憲章を唱和してから始めたいと思います。その他に皆さんの方から何かございませんでしょうか。そうしますと資料をもう1枚お手元にお配りしております。課題に関する意見交換会という事でご案内をしておりましたが、総会終了後にこの話し合いの場をという事で、この資料自体は前回の町長との意見交換会の時に準備させて頂いた資料をそのまま準備させて頂いております。タイトルと開催の日にちだけ変えております。資料2で準備しております、農業公社の体制と機能強化及びサポート体制の確立につきましては、次回に総会終了後に瀬島局長さんにお越し頂いて、まずは実態を勉強することをスタートにさせて頂ければと言う風に思います。資料1、資料3、資料は付いておりませんが、ジビエ活用の取組み等について資料を準備している訳でございますけれども、意見交換会について最終的には、行政、町に対して意見書と言うものに繋げて行けたらと言う風に思っておりますが、意見書の書き方と言いますか、具体的に例えば意見書だけではなく我々農業委員会がどの様に関わって行くか、と言った事をご協議頂ければと言う風に思っております。よろしくお願いたします。まず最初に畦畔管理の省力化の所でございます。当初は600万程度の常用管理機を使って、常用管理機にタンク、ポンプを付けてと言う形で、事前のインターネット等で情報収集をした際には思っておりました。

そう言う事に成って来れば基本的には農業公社なりで機械導入をして頂いて配慮して頂く方法が一番良いのかなと言う風に思ったわけですが、現地に行ってみましたら、常用管理機でなくても出来ると言う事でした。エンジンポンプを使って、水と芝の種と米ぬかを混ぜた物を使えば何とかなるよと言った様な事でした。そうやって来ますと公社さんでの企画と言うよりは、地域に方で取り組んで頂くと言う事が広がって行くスピードも速いのかなと言う風に思ったところですが、とは言っても現場を見たのは我々農業委員会だけでございます。そう言った中で毎回東広島にメンバーが変わる度に行く訳にも行きませんので、基本的には現場を見た我々が将来的には地域での指導者なりと言う形で取り組んで行かなければと思うんですけれども、如何せん、見ただけですので、実際見るのとやるのでは違う部分もありますでしょうし、吹付の加減とかの部分も、現場ではサッと吹いて足りない所を追加すれば良いと言う事も言っておられましたけれども、実際にやってみないと分からない部分もあるのかなと言う風に思います。従前の除草対策が非常に大切だという事ですが、ここら辺も実際にやられているのが江尾団地さんしかやっておられない、と言った様な事があります。視察研修に行った成果を何とか地元で形を残して行くために、この取り組みを進めて行けばいいのかなと思ったりするところですが、皆さんのご意見等をお願いできればと思います。

山 本： 一つ良いですか。便利の良い所では田んぼの中に入って行かなくても、道路付の良い所は軽トラックに乗せてでも出来ますけども、うち等の方では田んぼに入らないと出来ない場所が多いです。それは古い田植機でもいいですので、後ろの作業機だけ外してタンクを積んで行けば、田んぼの中に入って吹付をしないと、私たちの所では条件的に道路が必ずしも付いているという事は無いので、田んぼの中に入ってしないと畦畔の吹付は出来ません。それと一つ心配をするのは、米ぬかを混ぜるという事は大問題です。何故かと言うと、イノシシとかタヌキとかの餌場になります。野生動物は米ぬかが物凄く好きなんですよ、吹付をした後は直ぐに食べてしまいます。綺麗に無くなります。草の種が少々入って居ようが居まいが、とにかく糠を吹き付けたら必ず餌場になります。絶対と言っていいほど餌場です。ワイヤーメッシュをしてある所は多分やれると思いますけれども、うち等の所が全部個人で電柵をしないといけない所で、全部それは餌場になります。荒らされてしまって畦畔は無茶苦茶になります。これを何か良い代替え物が無いかなと今考えているんですが、米ぬかはうちらの方では通用しません、多分、全部野の物の餌場です。

川 上： 俣野の場合柵はまだされてない訳ですか。

山 本： うち等の方はまだワイヤーメッシュはしてないので、個人電柵で全部やっているんです。水稻がある期間は電柵がしてあるので何とかなるかもしれませんが、水稻が終わったら全部撤収しますので、そしたら野放し状態です。

事務局： 確かに行った所は有害鳥獣の被害がほとんどないと言っておられました。高速道路の

向こう側は結構やられているけれども、幸いこっちには入って来ていないと言っておられました。確かにイノシシの檻を設置したときに米ぬかを使いますので、確かに好物ではあります。

山 本： 一晩で綺麗になります。一番最適は田んぼに隣接した道が入っているので、そういう所は軽トラックに積んですれば出来るんですけども、山間部は1本道に入ったら全部田んぼがずらっとあって、そういう所はまだ条件が良い所で、田んぼが1個、1個離れたところは野放し状態なんで、特に田んぼに入らないと吹付は出来ないし、なかなか難しい面があります。全てがそれでオッケーと言う訳には行かないです。古い田植機は何とか都合が付くし、それにタンクを積んだりポンプを積んだりすることは見やすい事です。経費も大して掛からないし、ただ吹付をする材料を考えないといけない。

松 原： この間も材料がタダで、糠で良いアイデアだろうと思って、

山 本： 確かに経費は安くて済みます。

松 原： やろうと思っているんですけども、うちは全部一周ワイヤーメッシュをしているので、そういう事を考えなかったんですが、確かにそれはあると思います。糠を撒いて餌で呼びつけますから。考えてみると愛媛のだるま製紙は、紙を作る時のドロドロした、県の方は土ですか。材料が土なんです。

山 本： 土になると今度は吹付をする機械が、水中ポンプではちょっと無理があると思います。

松 原： 確かに業者さんがしていますので。

山 本： 私が思うのに、紙をチップにしますよね、そのチップにした材料を水で溶いて、ドロドロにしてそれを使えばどうかなと思ったりもするけれども、これはただ考えているだけで。実際にやってみないとどうなるかはわからない。

松 原： それは正にだるま製紙さんは紙を溶かしたものを、紙を作る前のドロドロした液の中に入れて

山 本： 事業所なんかはチップを掛けるでしょ、

末 次： シュレッダーで細かくしたものを

山 本： シュレッダーした紙はどういう風に処分されるんですか。



事務局： 今は町内の和牛農家さんの敷物に使ってもらっています。

山 本： ああ言う物でも一辺水に溶いてドロドロにして使えば、使えない事はないかなと思うけど、コストも安いと思うし、

事務局： 思い付きですけれども、要は芝の発芽とか生育に問題がなくてイノシシが食べたくないものなら良い訳でしょ。例えば柿原にある竹酢とかと言うものをドロドロの液の中に混ぜる、例えば匂いがイノシシが嫌う匂いなので、濃さとかは勉強しないといけないと思うけれども、液体を混ぜて

山 本： 確かに竹酢は殺虫効果があるけれども、

事務局： これは糠かと思ったけれども、とても食べれた物ではないなという事に成らないかなと思ったんですが。

松 原： ノコクズはどうなんですか。

山 本： ノコクズも一回ふるいにかけてないと、大きな粒もあると思うんです。ふるいにかけて細かくしたのであればなんとか行けると思う

清 水： 良いですか。この米糠を使うと言うのは種子自体を取り敢えずまんべんなく噴霧したために使う訳でしょう。溶剤の代わりの訳でしょ。さっき聞いた取り敢えずシュレッダーにかけた紙と言うのは意外と溶けにくいんです。一番溶けやすいのは新聞なんです。ネットなんかで調べると今でもあると思うんですけれども、新聞を溶かして、型に入れて圧を掛けて水を抜くんです。それを乾燥させて馬路の代わりに使う事があるんです。これと同じ状態でその中に木の香りに移したいという事で鋸糞と言う状態、その状態の物を入れて香りを出すようにしている物がもう売られているんです。これと同じことを考えるんだったら、溶剤にするのだったら新聞を溶かすべきだろうし、その中に竹酢を入れて、それを使うと暫くの間イノシシが嫌がって入らないです。溶剤として使うのが糠だとすれば、新聞を溶かしてその中に酢を加えて散布すると出来ると思うんです。新聞が一番簡単に溶けます。

山 本： 新聞は量的にもありますし、今言われます様に溶けやすいから

清 水： それを普通に混ぜれば、ただノズルがこれと同じ様に改造しないと行かない。一度噴霧器、散布機でやった事があるんですが詰まるんです。ノズルの先を大きくしない限り出ないです。上手くしないと散布できないです。まっすぐにしか出ないので、私はその先端の部分に網をかけて飛ばしましたがけれども、それでやっとならぶ状態、ノズルの加工をすることが確実に必要になるので、多分溶剤として使うのだったら、うち等の所はイノシシが柵を掛けててもほぼ関係なく入って来ますから、1年くらいは何とかガード出

来るんですけれども、2年目からは間違いなくメッシュはそこから曲げて入って来ますから、入る所は必ず同じような所を入るので、いくら直しても駄目なんです。その柵の場所を下げるとか、場所を交換しない限りは、その土地が柔らかいからなんです。後は何かがあってそこを狙うんです。去年なんかは結局20回くらい入りました。直しても持つのは2、3日だけ、そこにたまたまスクモが置いてあって、間違いなくねられるんです。何故かと言うとその下の土が物凄く柔らかくなるんです。そこを狙ってきます。それを考えればさっき言われた様に糠を使うと言うのは間違いなくやられます。100%だと思います。それをある程度押さえるのだったら、溶剤として新聞を溶かして、その中に木酢なり竹酢を入れて散布して種子自体を全体的にバランスを取った方が良と思います。多分吉原地区もそうですから。糠を撒いた途端にとんでもない事に成ります。今のメッシュでは持たないと思います。

川 上： 新聞紙に包んでやっても1年間くらいは持つかもわからないけれども、2年目やられるという事ですね。

清 水： 新聞の段階でやって行って、その中に木酢を入れて、結局木酢とか竹酢を入れて、新聞は何をするかと言ったら、ある程度の保湿性と芽が出て来るまで持ってくれば良いんでしょう。多分それが半年くらい経つとある程度形になると思うので、そうして行くと、糠を使った時より圧倒的に良いと思います。糠を使っていたら仮には生えた後でも間違いなくその匂いは残るので、そこは間違いなく狙われます。うち等のメッシュは亜鉛メッキ加工がされていない状態なので、3年目の段階でメッシュの溶接部が外れるんです。ポールをメッシュの内側に打ち込んでメッシュが外側に出れば何とか持つ部分もあるんですけれども、反対に打った瞬間に綺麗に倒されます。これを直して行った経験上メッシュをして安心という事はほぼ無いので、必ず入る所は同じ場所から入るんです。

宇田川： イノシシを獲らないといけないし、奥田さんは竹酢を作らないといけないしい、本当に忙しい。

賀 本： そこに罠を掛けるのはどうですか。

清 水： 掛からないです。たばこを吸っている人間がそこを移動したり、オイルの匂いがする人が通過すると通らないです。仮に通るとするとほぼ1週間か10日くらい経たないとそこを通りません。ほぼルートを変えますから。

宇田川： イノシシは手袋をして、匂いがしないようにマスクをして罠をしないと、人間の匂いが付くと10日位は其処に道があっても通らないです。10日以上したり雨が降ったりして来れば通るらしいけれども、そこまで気を使わないといけないのかなと言う、私は資料免許を持ってないんですけれども、いろんな話を聞くと、獲って減らすしかない、荒れた農地、畑なんかには柿の木が残っているんです。その柿を食べに来るんです。柿が

熟しに成って落ちるのを綺麗に食べています。そう言うのも伐採してやらないと、餌があるから来るんです。獲るばかりではなくその辺も考えて行かないと。

川 上： 今清水委員さんが言われた様にやり方を簡単に教えてもらって。

山 本： 江府町バージョンを作らないといけないね。このままズバリをやってもいけない。

清 水： わざわざセンチピートグラスを使う必要はないので、ある意味芝の種で一度やってみればいいんです。芝の種を使ってやってみるとほぼ同じように出来ます。イタリアングラスの場合は普通に動噴で撒いて行けば出来るので。そんなに大がかりな事をしなくても出来ると思います。種子が変わるだけで、その種子が凄く高いと言うだけで。それに増量剤を加えようという事であれば、水を加えなくても出来る方法と言うのはあるかもしれない。小さい種を綺麗に撒くときに増量剤として泥を混ぜてそれを振る、そうすると小さい種子でも均一に振れるし、それもある意味やろうとすれば出来る事かもしれない。小さい粒子の中に混ぜ込んでいければ背負いでも出来るのではないかと思います。肥料も撒けるのだから。噴霧剤が撒けるという事は、撒けるのではないのでしょうか。普通に除草剤の粉が負けるのであれば、それと同じ状態の物であれば撒けるという事に成るのでは、

山 本： 泥に混じらせるなら手で撒けるのでは、機械はいらないのでは。

清 水： 手で振ると言っても量的に少ないので難しいと思います。

山 本： 泥と大量に混ぜて何十リッターにも増やして手で振っても、一畔位は振れるかもしれない。

清 水： 問題はそれで発芽するかどうかです。

松 原： 泥との密着がいるからドロドロした物を混ぜて撒くんです。それと発芽と。

清 水： 多分泥と混ぜるという事はどこもやっていると思います。誰も考える事なので。多分それは発芽率が余りにも悪いから、水分がいるという事でそう言う事もあるだろうし、密着しない事には根が入らない。

宇田川： 余分な話になりますが、大山町は沢山芝を作っています。で方形に切った余りは全部谷に捨てるんです。何トンも捨てるんです。その芝を切って出荷したときに植え付けはどうするかと言うと、芝の屑をカットしたものを撒いてローラーで踏みつけるんです。当分の間は水をやって乾かさない様にしたら生えて来るんです。そう言った事があるんです。

清 水： 庭の仕事をしている時に芝を張る時と言うのは、床面に30度の芝を置いたらその上から砂を撒くんです。その上から水を一気にまきます。砂を落ち着かせたあとは投げっぱなしになります。生えない場所があるんです。其処にだけ種を打つんです。意外と早く芝を繋げるためには、芝と芝の間を2センチほど合すんです。其処の端から芽が出て繋がるんです。くっ付けると意外とつかないんです。其処の間が蒸れて枯れる、でそれを抑えるために上から砂を撒いて水を打って落ち着かせる。

宇田川： 芝作りどうしているのかなと思って、芝と言うといろんな芝の種類があるんでしょうけれども、芝の種をどんなことをして撒いているのかと思ったけれども、芝は撒いて作ってないんです。カッターで刻んで広げてローラーで固めて、ただそれだけです。芝は儲かるなど、でも出荷するまでに2年かかるんです。刻んだ芝を振ってローラーで固めてみたらどうなるのかなと思って。

清 水： 床だけ綺麗にしてやればすぐつきます。

山 本： なかなか法面に芝を定圧することも難しい技術だと思うけれども。

清 水： これをくっつけること自体が面倒なんです。

山 本： 法面には勾配がありますので、定圧すること自体が難しいと思うんです。芝と言う案もあるんですが、私は前から言っているんですが、芝はイネ科の植物です。イネ科にはカメムシが付くんです。カメムシの巣に成るんです。今のセンチピートも同じ事でカメムシが付くんです。私は提案したんですけれども、センチピートの代わりにクローバーの種を撒けばどうかと、クローバーの種はちょっと安いんです。センチピートは耳かき一杯が500円だと言われるので、とてもじゃあないけどそんな高い種は普通買えないなと言う感じもします。

清 水： 多分クローバーが入るとそこが物凄く柔らかくなるんです。間違いなくイノシシに掘られます。

宇田川： うちにも1カ所クローバーの畔があるんです。柔らかいんです。他の草が本当に生えません。生えないけれども草を刈ると歩くとじわじわする。

山 本： センチピートもかなりフカフカになります。物凄い厚みが出ます。

宇田川： 土壌が柔らかくなるのかね。上が柔らかいのではなく下の泥が柔らかい。

清 水： クローバーを打つと土壌自体が柔らかくなります。締まらないんです。イノシシが穴をあける場所は大体そう言う場所です。

山 本： クローバーはカメムシの防除になります。

松 原： 今のワイヤーメッシュの補助は全て亜鉛メッキですか。我々の所は7年前にしたんですが、鉄なので穴が開いてしまって、水分のある風通しの悪い所はぼろぼろになってしまって、あの時に聞いたのは14年持ちますと、ところが半分しか持たない、14年経たないと更新できないんです。其処も問題があるんです。

谷 口： 亜鉛も15年管理です。

松 原： さっき言われた様に畦畔が柔らかい所は入るんです。潜るのが得意ですから。その時に南部町の先進地に見に行った時はメッシュを縦にして横に金網の協力なやつを張って、太いアンカーを打ち込んでいたんです。それをずっとやっているのだから入らないんですけれども、お金が掛かりました。

川 上： 弱点が分かった訳ですから、江府町番として一番最適な方法をやってみたらどうですか。手順とかを清水委員さんが言われた様にやる価値があると思います。

清 水： 試してみれば良いと思います。別にセンチピートである必要はない訳だから、同じ大きさ位の種であれば良い訳で、試してみても見ない事には

議 長： 今いろいろな話が出ている所ですが、松原さんは自分の所にある物を使ってやってみたいと言う様な話でしたが。

松 原： 昨日ポンプを整備しました。

議 長： いろいろな話が有って心配もある訳ですが、先ず出来る所からやって貰って見るという事で、松原さんが機械も揃えてやってみられるという事に成れば、出来る人はお手伝いしながらでも、やれるところからやってみると言う事も良いのではないのでしょうか。

松 原： 取り敢えずこの間も話したんですけれども、東広島さんを参考にさせてもらいながら江府町バージョンを作ろうじゃあないか、みたいな話を山本さんともしたんですけれども、さっきも言われた様に種が高いんです。クローバーとか普通の芝とかを混ぜても良いのかなと思ったりして。

議 長： 種代だけでも施工される所で持ってもらわないと、今の所助成もないんです。

松 原： 助成を取る様な形になれば良いですけれども。

議 長： そう言う物をしながらでも町の方にも助成をお願いする様な事に進んで行かないといけないと思うんですけれども。

事務局： 何名かの方でご賛同いただける方があれば組織を立ち上げて試験をやって行ってと言う様な事、それから意見書で取り上げて役場の方に出して意見を上げていく事に成るのかなと思うんです。

清水： ここで除草剤のラウンドアップが出ているんですけども、今フランスではラウンドアップは発癌性が確認されたという事で使用禁止になったんです。多分これを嫌だと言う人が居るかもしれないので、これは少し考えて行かないとダメかもしれない。農協さんとかとタイアップしないと多分

事務局： 言われる通りラウンドアップ2本くらい大々的にとうたっているけれども、次々廃止に入っている。

山本： ラウンドアップは単価的に高いんです。同じ成分で安いのがあるんです。サンフーロンと言うのが、これは成分は同じなんです。

事務局： ジェネリック。

山本： これは安いです。単価的にも半分です。

事務局： これは一応泥の中に入ると活性化しますと、安全をうたっているんですけども、世界的にラウンドアップが駄目だという事で、使用禁止に次々なって来ています。日本ではまだ話題にはならないですけども。外国ではラウンドアップは悪者扱いです。案に日本が一番こういう事に緩かったりしますので。

松原： 農業委員会にはこう言う事を検討する様なお金と言うのはないんですか、公社では無理だという事が分かったので、農業委員会で取り組みとして、有志のメンバーで機械を改装したりと言うお金と言うのはないですか。

事務局： なかなか補助事業での、と言うのではないです。

宇田川： なければ最適化交付金をもらえたらそれを使えば良い。もらえたら。

川上： それこそ今の意見書の中に提案すれば良いのではないですか。

事務局： 将来的に各集落にある中山間の直接支払とか組織なんかに波及しないといけない訳です。農業委員だけでしていてもいけませんので、ある程度時期が来れば、そういった所に波及させて、皆さんの地域でやりませんかという事をして行くとすれば、試験の段階では大した額ではありませんので、ある程度の交付金は江府町でやる時に有害鳥獣の問題だったりとかいろんな問題があるので、江府町版で普及させるにはこう言った方法は

どうかと、言った様な事を皆で勉強をすると言う様な所に対して、若干の例えば支援とかは当然あっても良いのではないのかなと思うんですけども。

川 上： それこそ農業振興の施策としてやってもらったら良いのではないですか。

事務局： 480ha江府町の水田全部が仮にこれになると、今言われていた通り草刈りが6回も7回もしていたのが、年に1、2回で済むという事に成ると費用対効果からすればすごい事です。一時は大変ですけども、その苦労と言うのは将来良い事をしてもらって草刈りが楽だわという事に成ります。毎年の草刈りの苦労は何年続いても草刈りの苦労は続きますので。

松 原： 取り掛かりを農業委員会の機械でやるとすれば、何かの経費的な物があれば、ポンプも改良しないといけないし、ノズルも買わないといけないし、大したお金ではないかもしれないけれども、うちは中山間や多面でやろうと思っているんですけども、

事務局： その辺も意見書なりに入れて行って、やがては中山間なりの枠を使ってと言う事を考えて行くのならば農林産業課さんと一緒に動いていた方が良いと思います。農業委員会ばかりが最先端で、農林産業課が分からないではいけませんので、

下 垣： 良いですか。例えば小学校5年生とか、まだ田んぼを借りてされていますよね。もち米を作ったり、そういう田んぼの法面から始めると、小学生の子が町報とかに載る時にそういう風なので写真に出たりとか、広告の効果、毎年の小学生がこんな事をしているんだ、と言うのを農家をしていない家庭にも話が広がるんじゃないのかな、新聞を集める時にも例えば小学生が学校に持ってきたのを使うという事に成ると、農業をしている方と言うのは年齢の高い方が多いので、農業をしていない若い家の所にも話題になって、こんな事をしているという事がわかると、子供が出て来てくれる、子供が出ると若いお母さんたち、若い労働力も出て来てくれるかもしれないという事を考えると、楽しいかなと言う気持ちがあるので、試しにどこかの田んぼをやってみると言う時に、小学生が田んぼをしている所を借りてさせてもらうとかをすると、話題性と話題の発信性が広がりがあって良いのかなと思ったりしました。

森 　： ちょっとすいません、法面全体に吹付をすると言うのは大変な事です。特に高低差のあるところは。上のレベル区間だけ播種をして、法面の上の方から丁寧に法の肩からから草刈りが届く1mくらいは年に5、6回でも草刈りをするのか、それより3回くらいで置いとくと、ランナーが伸びて2年、3年すると30cmや40cm伸びて行くものではないんですか。前面に散布するのではなく、法面だったら大変だけれど、レベル区間にデコボコがあれば真砂かなんかで修正をしておいて、そこだったらローラーでも掛けられるし、後は自然にランナーが出るのを待っていたら広範囲出来るのでは、センチピートの際を丁寧に草刈りをして徐々に伸ばして行く様な方法は、気の長い様な話ですが駄目でしょうか。播種をした近くは少し丁寧に草刈りをするとか、芝にかからない様

に除草剤をたまには使うとか、そうしたらランナーが延びて来て、ラウンドアップの様なきついのは使わずに普通の根まで枯らさないやつを、それだったらあまり期間が長すぎて駄目でしょうか。

議長： それも良い方法かもしれません。いろいろ話を出して貰いましたが、さっきも話が出ていた様に、局長も言うておりましたが、小さな改良とか、小さい物を準備するにしてもお金が掛かる訳ですから、その辺りもやられる方個人にばかりお願いをしてもいけませんので、その辺りも考えてもらったりしながら第一歩を踏み出すという事で、いろいろやってみながら進めて行くという事で、先ずスタートをしてみるという事でこの話はこれで、次の話に進めさせて頂いてもよろしいでしょうか。

委員： はい

議長： その物の準備をしたりするのに簡単に町の財政ですので予算のない分は出来ないかもしれませんが、言われた様に中山間のお金とかそういう様な物で、個人で負担しないでスタートが出来る様な形でもして貰う様にして、やりかけてみても良いのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そうしますと次は議題としては何に行きますか。

事務局： 農業公社の所は先ほども言ひました様に、勉強会をする様な形で整理させて頂いておりました、話を聞いてからでも良いのかなと言う風に思っております。農業委員さん、最適化推進委員さんの報酬並びに事務局体制の強化についてという部分でございます。事務局体制については先般も町長の方に話を聞いて頂いております。後は推進委員さんと農業委員さんの報酬の問題でございます。お手元の資料14ページの方に付けております。国の部分が最大限2万円、1人当たり一カ月、上乘せの様な形になるという事でございます。ただし2万円の内訳とすれば活動実績に伴う分が6千円、成果実績に伴う分が1万4千円、という事でございます、活動実績に伴う方は、皆さんに農地の最適化に伴う活動に成るんですけれども、最適化に役立つ活動をして頂いた場合に1日の単価いくら、若しくは時間で単価いくら、と言った様な形でのお支払いが可能になる物でございます。1月当たり6千円でございますので、実質で言えば1カ月に1日活動されればほぼその枠は使ってしまうのかなと言う程度のレベルです。もう1個の方が成果実績でのお支払い、1万4千円お1人当たり1か月当りあると言ひながら、先般も言ひました毎年年末に遊休農地の解消若しくは担い手への農地集積と言った様な、成果がどれだけ各農業委員会で上がったかという事を国に報告して、要は成果が上がった所には手厚く、成果が上がらなかった所には安くと言った形で、国が支払いをして来る物でございます。1万4千円がマックスと言ひながら実際はどれくらい貰えるか分からない所でございます。農業委員さんの報酬はご覧のとおり、基本的には町の条例で決まっております。これはどこの町村も一緒でございます。会長、職務代理、委員さんそれぞれ単価の方を載せさせて頂いておりますが、1年前の考えで行けば報酬については構わずに、国の最適化交付金を使って報酬の上乗せと言う、国が言う分をそのまま持つて行く様な



形ですけれども、提案してみてもどうかという事でやり掛けていたんですが、最終的にはもう一年周辺の町村の様子を見ようという事で現在に至っております。31年度の予算については何だかの形での報酬アップという事をすると言う中で、現状の予算要求では国の部分月額2万円という事を上げてはいるんですが、実際にはどういう解答かわからないと言う所でございます。そうした場合に報酬自体を見直してしまうと、要は国からお金が入らないのに委員さんの報酬はたくさん払わないといけない、という事に成ってしまいます。ご覧いただけます様にこの町村も基本的な報酬があって、それに対して報酬の上乗せと言う形でやっておられます。自治体で若干のルールの違いはあるんでしょうけれども、基本的には但し書きみたいな形で国が支給する範囲内での上乗せをします。と言う様な書き方になっている所が殆どでございます。また、農業委員会の報酬をかまった場合に、町の規則条例を見て頂ければわかると思うんですが、農業委員だけが書いてある訳ではございません。民生委員さんとか、教育委員さんとか、いろんな非常勤の委員さん、それぞれの報酬が定められている訳でございますけれども、そこで農業委員だけを構うと当然他の委員さんからも批判も出る可能性もあるという事もある、基本的な所は構わずに上乗せと言う様な形で決まっていたんですけれども、現在は財政からの査定ではゼロ円で帰って来ています。要求はしたけれども保留という事で、最終的には今月の22日に町長査定という事で、町長との協議が行われるわけですが、そこでどんな形にして行こうかと言う所の協議をさせて頂く様に成ります。財政的には基本的に先般も言ったかもしれないんですけれども、農業委員さんの業務も増えておりますし、その中で他町村でも報酬のアップがされていますので、江府町でもアップという事も考えないといけないのかなと言うところでは、財政の方は認識はしてくれています。ただそこに国からの補助金と言うものを財政的にあてがうのか、それとも江府町の町のお金で賄って行くのか、町のお金で賄うという事に成れば、例えば2万円という訳では無い、1万円くらいのアップではどうかという事は財政の方では有るという事でございます。

川 上： 費用弁償と言うのはどうなっていますか。6、7年前から無くなった訳ですけれども。あれについてはどうですか、今も同じですか。

事務局： 費用弁償ですか。会議に出た分がどうのという事ですよ。支払っておられる所もあるんです。米子市なんかは日額1,300円と言う形での報酬上乗せと言う風に決められている様なんですが、元々費用弁償という事がうたってあったのを払ってなかったもので、1日1,300円で払われる様にされるみたいなんですけれども、これも問題がありまして、何を持って一日と言う判断をするかです。日額1,300円朝から晩までしても1,300円なのか、1時間2時間の活動でも1,300円なのか、と言う辺がもう少し細かく中を聞いてみないと分からない所があるんですけれども。

川 上： 例えばパトロールを実施した時とか、意向調査をした時とか、時間的には1日しめる訳ですけれども、その時に費用弁償を場合によればと思うんですけれども。

事務局： それも確かにあるんです、実際に活動されたやつを、要は国で言う所の活動実績、月額6千円に準ずる所が実際活動された事に対しての費用弁償的な色合いが強い部分なんですけれども、当初考えていたのは、米子市さんみたいに月額1,300円ではなく、時間当たり例えば800円程度くらいで見ればどうなのか、そうすれば1時間活動をすれば800円だし、5時間活動をされれば4千円、ただし1か月6千円までという国のルールがありますので、そういった形ですれば会計検査等があった場合に1日の人も1,300円1時間の人も1,300円と言うのは、ある意味突っ込まれやすい部分ですので、そう言う説明は出来るのかなと言う風には思っている部分はあるんですけれども、ただ最適化交付金を貰おうとすれば、毎年の農地パトロールをきちんと全筆、基本的には農地パトロールは全筆行えと言う事になっています。現在こちらは出来てないんですけれども、今まで皆さんに見て頂いた江府町の全部の農地と言うのは網羅出来ていません。それを毎年1回パトロールをして、A判定、俗に言う再生可能な所については各農家さんの意向調査を行って、それが3か月後きちんとされているかの確認とか、そういった物も年内に完了しなければならない、B判定をされた分については非農地通知と言った物で農地以外にして行くと言った、これらの一連の物をきちんと一年で毎年完結して行かないといけないと、言う様な形でございまして、まずはベースに成る農家台帳が十分に制度が無い、皆さんに確認をして頂いている物が、元々が江府町の全体の農地を網羅していない、と言う様ないろんな問題もありまして、正直最適化交付金と言うのは取ろうかと思うとかかなり大変な仕事に成って来るのかなと、皆さんに今日お配りした活動記録セット、これの記載を最後に効いてくる訳です。例えば活動の中で農地の最適化に供する活動なのか、そうでない活動なのか、と言う所の事もありますので、実際は今日お配りはしたんですけれども、もう1回一番上に何とか項目を設けて○を付けてもらって活動内容を書いて貰う様にしたいんですけれども、会計検査を考えた時に非常に対応が大変な物に成るのかなと言う様な思いです。

松原： 聞くんですけれども、前に農林課が主体で農振の見直しをすると言う様な話になっていたと思うんですけれども、その進み具合と言うかももう終わるんですか。

事務局： 農振の見直し基本的には5年に1度行いなさいと、江府町で優良用地として将来に渡って守って行く所を農振農用地の指定をなささいと言うのがあります。農振農用地区域であれば転用申請に入る前に農振農用地の除外をなささいと、言う手続きがもう1個掛かって来まして、農振除外と転用の申請両方を合わせれば4分の1程度申請から着工まで時間がかかると言う様な物なんですけれども、2年前にこの事務局をしていました松原と言うのが何とかしないといけない、という事で1年間作成に向けて頑張ってくれていましたが、これが7割くらい出来掛けたところで移動をしてしまって、その後中々まだ変わっていないと言うのが正直なところでございまして、要は江府町中の農地の一覧表、ずらっと地番表を並べまして、その中で農振農用地区域の指定を何処にして行くかと言う様な物でございます。以前の様に圃場整備をこれからはしないといけないという時には、農振農用地区域でないと基本的に圃場整備、要は農林系の補助事業と言うのは出来ないんです。地元で優良農地として守って行くと言うものが無いと補助事業が出来

ないと言う事があって、従前は基本的にかなりの所が入れてあるんです。将来圃場整備をする計画が出来た時に農用区域ではないという事では事業が出来ない、編入という手続きも取れば良いんですけども、基本的にかんがりのエリアが入っております。昭和60年が江府町にとっては最終の見直しに成っています。その当時の担当は今農業公社の局長をしておられる瀬島さんが若い時に作られて、それ以来3、4回国からもやいやいや言われて、県からもやいやいや言われて、見直しをしないとイケないという事で向かいかけて、作成間際、作成を仕切らないうちに担当が変わってしまう、引き継いだ担当も訳が分からず投げてしまう、と言うのが3、4回続いております、結果的に出来ていない状況でございます。

川 上： 農振の除外も相当の理由が無いと難しいです。4か月か半年くらいかかってする訳ですから、相当の理由が無いと基盤整備してある訳ですから、その理由付けが難しいです。

事務局： よくあるんです。農地転用とかの相談があった時に、実はここは農振農用地に入っております。と言う話をしないとイケない、そうすると「え、こんなところが入っているの」みたいな話だったり、昔アンケートを取ったりしているんです。各所有者の方に、皆さんに所有の農地はこれだけありますと、現在は農振農用区域がこれだけあって、農用区域外がこれだけあります。と言うのをお示ししてご意向を、所有者としては引き続き農振農用区域であった方が良くと思われる所、此処は農地では無くなっているので外してくれと言ったご意向のアンケートを過去に何回かとお済みして、控えを残しておられる方は意向は報告したので当然反映するでしょう、と言う様な感じで受け取っておられる方もおられて、でも出来上がってないと言う問題があります。

川 上： 中山間の5期があと1年でスタートしますから、ちょうど今の時期は良い時期ですから、いろんな事で農地を再検討するのにいい機会だと思います。

事務局： 除外は大変なんです。先ほど川上さんが言われた様に。編入というなはある程度面的な纏まりがあれば簡単に入れられるものなので、一つの考えとしては、基本的には圃場整備をしたところ、中山間の直接支払、若しくは多面的機能支払の協定農用地と言うものは文句なしで農振農用地に入れないとイケない、それに付随した圃場の部分での判断が出来れば基本的にはそれで台帳自体はしてしまえば良いのかなと言う所です。もし将来的に第6期中山間の直接支払が始まって、基本的には農地が減る方が殆どだと思うんですけども、中には頑張られる集落もあるんです。新たに協定農用地に加えたいと、そこは農振農用地に入っていないという事があってもその時に編入の手続きという事は割と簡単に出来ますので、一回括ってしまえばいいのかなと言う風には思うんですけども、口では簡単に言えるんですけども、如何せん莫大な筆数等がございますので、それと単純に地番を農振農用区域に入れたり出したりするばかりではなく、町の農業振興の施策と言いますか、方向性と言うものを作文で落とし込まないとイケない部分もあったりしますので、その辺はある程度非常に手間がかかっている所ですが、何とか年度末までにある程度、農地の一覧表位は出来上がってくれば助かるがな、と言う状況で

ございます。

松 原： やっぱり個々の問題でもあるんですが、集落全体の問題でもあるんです。設定をする時に集落で協議をして戦略的に入れておこうとか、さっき言われた様な形でした経緯があるみたいなんで、集落全体で話さないといけないと思っているんです。全体の事が分からないと外そうとしている所が、外す方が多いと思うんですけれども、減りは少ないと思うので、地籍との絡みとかも出て来るんですよね。地籍をしていたらあくまでも現状で分かっていますので、その辺もひっくるめて整理をして行かないといけないのかなと感じます。

事務局： もう1個言うと、この農振農用地の台帳と言うのは、裏側の台帳なんです。良い方が難しいんですけども、普通であれば農地が並んでいて、この中で江府町の農振農町地はこれですよと言うのは、例えば前は田んぼの1番地から、2番地、3番地、農振農用地の地番と言うのがリストに成っていると言うのが普通だと思うんです。俗にこれは表側の台帳と言う気がするんですけども、ところが農振農用地の昭和60年に作った物は、要は除外地がリストに成っているんです。以下の地番については農振農町地から除外されています。と言う様な形で、除外された農地がりますので、要は相談があった時にこのリストに載っていれば、これは農振農用地区域外ですから転用の手続きだけやって貰えば良いですよと言う形になるんです。所が除外地がリストに成っていても、元の登記上の地目、例えば元が農地であっても現状はもう農地ではなくなっている物、若しくは逆に登記上の地目は原野なんだけども現地在畑になっている所とかあるんです。こうした時にこれを除外リストには無いんだけど、元々農地から外してあると言う考えなのか、除外リストに載ってなくても本当に農振除外の手続きをしなくても良い物なのか、それともそもそも農地と言う考えが無い所なのかと言った所がややこしくて、裏側の台帳は使えないなど、今度作る物はきちんと農振農用地区域がきちんと地番で提示されたものではないと、今言っただ様な変な問題も起きてくるという事もありますので、その辺もしないとイケない非常に大変な所でございます。

谷 口： それが出来ると農地パトロールの時に一応台帳を見るんですが、おかしいなという事があります。山なのに田んぼとか畑に成っていて、そこまで見に行くのか、という事に成りますので、

事務局： ただ、農地パトロールの分はあくまでも台帳上の地目でやっているんで、農振農用地と言うのは登記上は関係ない物なんです。どっちにしても山の方にまで農地がある、と言うのは今の非農地通知を使ってなくして行くしか方法はないと思うんですけども、ただもう既に農地ではない、山の上の方だと言われた所が昭和60年に作った農振農用地の台帳で行くと除外地しか載ってありませんので、要は登記上は畑に残っている、現地は山の中、これをもし転用したいという話になった時に農振除外の手続きもしないとイケないのか、現地は山の中だよ、と言った様なそう言う変な問題になってしまっていて、出来れば農地パトロールをやって現地の方も山林なら山林に変えて行く、農振農用

地の方も実態に合わせて見直しをいえないといけない、基本的に国は5年置きにやりなさいと言う様な事を指導では言っている訳で、それが35年くらい見直しされていないので、昔の皆さんが元気だったころの、もっと江府町の農地が広がった頃の面積的な物が載っておりますので、かなり違和感が起きてしまっています。

賀 本： 見直しと言うのは、町内一辺にしないといけないものですか。

事務局： そうですね、基本的には町全体を一辺にやるという事で。

賀 本： 農地ごとに例えば今回はこの地区とか、そうしたら少しずつでも変えて行けるのではないのかなと思うんですけども。

事務局： おっしゃられた方法があるのかもしれませんが、特に断片的に大きくなっていますので、旧村単位でという事もあるのかもせれないですけども、そういう頭が無かったのって。

宇田川： 今松原さんが言われた様に本当に守って行かにといけに所ははっきり区別をして行かないと、町で実際の農地が分からない様な事では、我々も困るし、もちろんその家に住まれた人も2代、3代と変わって行く毎に、そういう土地はないと言うのが今の現状なんです。土地もいらぬ、山もいらぬ、畑もいらぬと言う人が多いので、先ほども言われた様に早いうちに集落の中で話し合っ行って行かないといけないという事と、小江尾の話も出たんですが、守らないといけない所は何ともしようと、それも集中的にやっ行って行けないのが現状で、それを先ずして行かないと、ただ集落に任して待っているという事では進まないの、前回もあつた様に農業委員もそこの中に出て行って、地図を持って行って、ここだけは農業者としても守って行って、集落ではどうですか。という事も構えてそれ以外は全部原野にするのか山林にするのか分からないですけども、そういう事に取り組んで行かないと、このまま話していても仕方がない。畑でも作ってなくて雑木が生えてしまった所はどうしようもない。現実を早く把握するという事が第一ではないでしょうか。それに伴って後の処理は地図を見ながら町で纏めて行くしかないのではないですか。

川 上： これからは人口減少するし耕作者も減る中で、農地と言うのは水路が悪いとか田んぼまでのアクセスが悪いとか、区画が上手くなっていないとか、いろんな条件があると思うんです。そういう所もある程度これからは場合によれば除外する方向でやっ行って行かないと、本当に守る農地と言うのをしっかり守る様な形に持っ行って行かないといけない時代に入って来たと思う訳です。再検討しながらやっ行って行けばいいのではないのでしょうか。

宇田川： 今言う様に守らないといけない所の排水路が悪いとか、いろんな条件の悪い所があれば、お金をかけてでも直して守っ行って行くんだと、いう事にして行かないと奥は良い田んぼなんだけど、こっちは水捌けが悪くて作らないという事ではなくて、奥の便利の悪い所は諦めてでも、その田んぼを良くしてそこに出てもらうと言う様な事を考えて行かな

いと、移住者を待っていても、中々移住をして来て田んぼを作る様な人もいないので、今いる人数がますます減るばかりで、3,000人が2,500人になり1,800人に成るのは何年先、と言う記事も出ている様な状況の中で、本当に守って行く所は守るんだと言う事にしないと、何でもかんでも中途半端で訳のわからない様な事に成ってしまう。誰かがやらないといけないので。

事務局： 継続して、本来は例えば2、3年計画でやってしまうという事に成って来ると思うんですけれども、農業委員会の事務局と言うのは1人の人間が毎年変わっている、農林課の体制も含めてもう少しその辺をこちらサイドとすれば強化して欲しいと、いう事でないといくら経ってもやり掛けた事が途中辞めに成ってしまうという事は、非常にいけない事だと思いますので、先ほどもあった様に、目的は守らなければならない所を守って行くためにはどうするか、そのためには農地パトロール一つにしても、早いうちに回らなくても良い所は非農地化してしまって、全体の田を小さくしていく、農振農用地についても本当に守らないといけない所だけを農振農用地に指定して行くと言った様な事をして行かないと、農地パトロール一つ取っても、面積が余分の所がかなりある訳です。早く実態に近づけて行かないといけない、その上で先ほども言われ様に早く守るべき所については手を打って行こうという事に成って来ると思いますので、その辺も事務局体制なりの強化につながって行く訳で、その辺もよろしくお願いします。ここには載せておりませんが、農業公社について議論はしている訳ですけれども、一つ将来的に考えないといけないと思う所は、土地改良区の問題だと思うんです。江府町には、土地改良区が有るのがあります。これは圃場整備をした時の償還金の集金業務を行っているだけでして、実質の土地改良区の業務と言うのは今は行っておりません、ハード事業については町の建設課の方で対応してもらっている訳でございますけれども、建設課の担当等と話すのは、将来的に圃場整備をしてから30年、40年経過して、水路等の漏水がおきているとか、若しくは田んぼの排水が悪いと言う所があって、非常に営農面で困っておられる、そう言った所を本来は土地改良区と言うものがあって、それを専門として対応して行くと言うのが本筋なんですけれども、以前は改良区があった訳ですけれども、今は無くなっているんです。こう言った物が将来的になった時に集落で水路の維持管理をして行かないといけない、改修もなんですけれども、維持管理の問題が出て来た時に集落だけで今はやっている訳なんですけれども、これをもう少し広域的な組織と言うものを将来考えておかないと、農地は守れてもそれまでの水路が壊れて駄目になってしまうという事に成れば、大きな団地の農地も駄目になってしまう、という事もあるとするならば、土地改良区的な役割をどこかできちんと持たせる必要があるのかなと言う様な話もしたりもするんです。結構皆さんも圃場整備をした所の不具合箇所については思っておられると思うんです。日頃耕作されていて、

川 上： 今土地改良区の事が出ましたけれども、江尾地区ですけれども、確かに償還金が主体になっている訳ですけれども、不具合な個所を耕作者からアンケートで上げていまして、優先順位を付けたような形で、5%と言う形で手を上げた個所から直してもらう様にやっています、あれは今も継続しているんですか。

事務局： 補助事業で、しっかり守る関係の事業だったり、いろいろ事業を振り分けしているんですけども、しっかり守だと何%かは忘れましたが、地元負担よりは高いです。土地改良という事になれば農地なり農業施設の不具合なりハードの対応という事だと、どうしても建設課という事に成って来ますと、道路の問題、一般の中で農地もあると、農業施設もあると言う形になって来ると、どうしても進捗状況的には遅いという事が出て来ざるを得ない、住民生活に直結した道の不具合、言っても農地の不具合と言った事に成ると所有者なり周辺の方、エリアだけという事になって来ますので、同じ案件があった場合に道路の方が優先されてしまうという事に成ると、農業施設関係のハード面の対応と言うのは後回しにならざるを得ない所があるので、これからも直ぐにと言う話はないんですが、逆にある意味長期的に江府町の農業を考えるうえでハード施設の維持管理という事も何らかの考えて行く必要があるのかなと思ったりするんです。

松 原： 土地改良区が全国的に物凄く多くて、若干高齢化で弱体しているんですけど、各県あります。中四国で一番大きな児島の土地改良区は事業をどんどんやっています。償還も終わって施設の維持更新も事業を取り入れてどんどんやっているんです。賦課金も当然あるんですけども、そう言う受け皿があってない様なのは江府町です。名前だけは土地改良区が残っている、何ら事業をしていない。あれは全町にまたがっても良いんですか、多分宮市の圃場整備をやった時の分が母体になっていると思うんですけども、江府町の土地改良区ですよ、事業をする時には其処を使って30近くの要件を持っていますので、事業は出来るわけですよ。

事務局： 昔は3、4人くらい専属の職員がおられたんです。

議 長： 広範囲にわたって話を出して貰って、いろんな話が出ましたが、局長時間的にどうでしょう。

事務局： 町に対する意見書は出した方が良いのではないかなと思うんですが、それをどの様に纏めて行こうかと言う所がありまして、事務局的な話をさせて頂ければ、何名かの方と事務局の方で詰めさせて頂いて、次回の総会で皆さんにお諮りをさせて頂くと言う形にさせて頂ければどうでしょうかと思うんですが、

議 長： 今局長の方から提案がありましたけれども、町長さんの方に意見書を提出するという事につきまして、その纏めについてこうして皆さんで話し合った物を纏める段階で、局長が言う様に事務局と何人かの代表で纏めたらどうか、と言う話が出ていますがどうでしょうか。

川 上： 今日のいろんな話の中で出ましたので、場合によればそう言う事を主体にまとめて頂いたら結構かと思えます。それでまた総会に掛けて頂いたら良いと思えます。

宇田川： 何人かという事なので、会長と職務代理と2人で3人でも4人でも必要な人を入れて選んでもらえば良いと思います。

議長： それは事務局の方に一任でよろしいですか。

宇田川： 会長でもいいですし、事務局でもいいですし。

議長： その辺りにつきましては事務局の方に一任させて頂いて意見を纏めさせて頂いて、そのものを総会の席で皆さんに承認を頂く、と言う様な形にさせて頂いてよろしいでしょうか。

委員： はい

議長： では今言われました様に事務局の方に一任して、何人かの方で相談して纏めた物を次の総会で皆さんに見て頂いて、承認いただいた物を意見書として提出するという事でよろしいですか。

事務局： なかなか一任と言うのは難しいので、今ここで我こそではないんですけども、是非委員に入って意見書の中に意見を述べたいと言う方はおられますか。もしおられたら手を上げて頂ければ。

松原： 前の建議書の際は部会がありました。その中で検討をして素案を作って総会で諮っていた。そういう機能をするメンバーを集めて、素案を作らないといけないと思うんです。事務局一任と言うのはちょっと問題があると。

議長： 事務局一任と言うのは人選も含めてと言う話です。

宇田川： 職務代理を会長と3人で選ぶ人を決めれば。

事務局： できればその様にして頂くと、事務局一任と言うのは選びにくい所がありますので、特に立候補が無かったという事ですので、会長、職務代理とご相談して決めさせて頂きたいと言う風に思います。ご連絡した際には快く受けて頂きます様によりしくお願いいたします。取り敢えず準備させて頂いた物に付いては以上でございます。

議長： 総会がわりと早く終わりました、その後の皆さんからの意見がしっかり出たと思います。研修した中のセンチピートにつきましても、いろんな分野から話が出ておりました。最適化交付金の問題、農地台帳の整備の件、局長の方から話が出たんですが、土地改良区の件、私も県の方に行かせてもらう機会がある時に、日野郡は、日南町、日野町、江府町、改良区が無いそうです。その事を上場会長が指摘されます。そういう事で農業が守れるかと言う様な事を指摘されますが、土地改良区についてももっと勉強をして、是



非町の方にもそういう物を立ち上げて頂いて、土地改良区の発言権と言うのは非常に大きな物があると言う様に聞いております。さっきも松原委員さんの方が専門でやって来られた関係でお話が有りましたけれども、土地改良区の権限と言うのは強いと言う様に聞いておりました、江府町も是非そのようにして頂きたいと言う思いは強く持っております、実態を聞きますと、局長が言われます様に、今の段階では償還金の整理が終わるまでだと、終わったらそれで自然消滅する様な話を聞いておりますけれども、町の関係の方から改良区が必要ではないかと言う事は局長から初めて聞きました。これまで必要ではないかと言う話をしても、そういう返事は今まで帰って来ていません。非常にさみしい思いをして来ましたが、今日初めて局長の方から将来的に江府町も改良区を作らないといけないと、そういう物が必要ではないかと言う話を聞きまして、一歩も二歩も考え方が前進したなと言う感じをしたところで、今日は課長もおられますし、そういう点についてもしっかりと検討をして頂いて、是非そういう物を立ち上げて頂いて、いつも言われます様に、圃場整備をしてかなり経過をして、圃場も非常に悪くなっています。そういう物を直す、修理をして行く、改良して行くと言うのに役立って行く様な改良区になって行かないといけないと言う様に思っております。その辺りもよろしくお願ひしたいと思ひます。非常に長い間お話を頂きましてありがとうございました。以上を持ちまして第19回農業委員会総会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

平成 年 月 日

署名委員 8 番委員

署名委員 9 番委員